近畿農政局の物品の製造契約、物品の購入契約 及び役務等契約指名停止等措置要領

制 定 平成 26 年 10 月 8 日 26 近総第 449 号 最終改正 令和 2 年 12 月 21 日 2 近総第 472 号

(指名停止)

- 第1 近畿農政局長は、有資格者(全省庁統一の競争参加資格の審査を受け、当該資格 を有すると認められた者をいう。以下同じ。)が別表各号に掲げる措置要件の1に 該当するときは、情状に応じて同表各号に定めるところにより期間を定め、当該有 資格者について指名停止を行うものとする。
 - 2 近畿農政局長が指名停止を行ったときは、近畿農政局に所属する会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第1項に規定する契約担当官等(以下「所属担当官」という。)は、物品の製造、物品の購入又は役務等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(再請負人及び共同事業体に関する指名停止)

- 第2 近畿農政局長は、第1第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である再請負人があることが明らかになったときは、当該再請負人について、請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。
 - 2 近畿農政局長は、第1第1項の規定により共同事業体について指名停止を行うときは、当該共同事業体の有資格者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同事業体代表者の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。
 - 3 近畿農政局長は、第1第1項及び前2項の規定による指名停止に係る有資格者を 構成員に含む共同事業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

- 第3 有資格者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該 措置要件ごとに規定する指名停止の期間の短期及び長期の最も長いものをもってそ れぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。
 - 2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の 短期は、別表各号に定める指名停止の期間の短期の 2 倍の期間(当初の指名停止の 期間が 1 か月に満たないときは、1.5 倍、同表第 12 号の措置要件に該当することと

なったときは2.5倍)とする。

- 一 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間 (指名停止の期間中を含む。)に、同表各号の措置要件に該当することとなった とき。
- 二 別表第1号から第4号まで又は第5号から第 12 号までの措置要件に係る指名 停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第4 号まで又は第5号から第12号までの措置要件に該当することとなったとき(前号 に掲げる場合を除く。)。
- 3 近畿農政局長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表 各号、前2項及び第4第一号から第三号までの規定による指名停止の期間の短期未 満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短 縮することができる。
- 4 近畿農政局長は、有資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月)まで延長することができる。
- 5 近畿農政局長は、指名停止の期間中の有資格者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第4に定める指名停止の期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、同表第12号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。
- 6 近畿農政局長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

- 第4 近畿農政局長は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。
 - 一 談合情報を得た場合、又は農林水産省の職員が談合があると疑うに足りる事実 を得た場合で、有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたに もかかわらず、当該事案について、別表第6号、第9号、第11号又は第12号に

該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期の2倍(同表第12号に該当するときは、2.5倍)の期間

- 二 別表第5号から第12号までに該当する有資格者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)若しくは談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者(独占禁止法第7条の3第2項の各号に該当する者をいう。)であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)は、それぞれ当該各号に定める短期の2倍(同表第12号に該当する有資格者にあっては、2.5倍)の期間
- 三 別表第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格者について、独占禁止 法第7条の3第1項の規定の適用があったとき(前二号に掲げる場合を除く。) は、それぞれ当該各号に定める短期の2倍(同表第12号に該当する有資格者にあっては、2.5倍)の期間
- 四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき 行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各 庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明ら かとなったときで、当該関与行為に関し、別表第5号から第7号まで又は第12 号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき(第一号から前号までの規定に該 当することとなった場合を除く。)は、それぞれ当該各号に定める短期に1か月 (同表第12号に該当する有資格者にあっては、1.5か月)加算した期間
- 五 農林水産省又は他の公共機関の職員が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第8号から第12号までに該当する有資格者に悪質な事由があるとき(第一号又は第二号の規定に該当することとなった場合を除く。)は、それぞれ当該各号に定める短期に1か月(同表第12号に該当する有資格者にあっては、1.5か月)加算した期間

(指名停止の通知)

第5 近畿農政局長は、第1第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第 3第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第3第6項の規定により指名 停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なくそれぞれ別紙様式第1号、別 紙様式第2号又は別紙様式第3号により通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

- 第6 所属担当官は、次項に掲げる場合を除き、指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方としてはならない。
 - 2 所属担当官は、会計法第 29 条の 3 第 4 項に規定する場合は、あらかじめ近畿農政局長の承認を受けて指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができる。
 - 3 近畿農政局長は、前項の承認をしたときは、別紙様式第4号により大臣官房参事 官(経理)に報告するものとする。

(再請負等の禁止)

第7 所属担当官は、指名停止の期間中の有資格者が当該所属担当官の契約に係る物品の製造、物品の購入又は役務等を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止の報告等)

第8 近畿農政局長は、第1第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第 3第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第3第6項の規定により指名 停止を解除したときは、それぞれ別紙様式第5号、別紙様式第6号又は別紙様式第 7号により、大臣官房参事官(経理)に報告するものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9 近畿農政局長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、 当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附則

この要領は、平成 26 年 10 月 8 日から適用する。ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成 26 年 10 月 7 日以前に生じたものについては、旧近畿農政局の物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領(平成 15 年 9 月 12 日付け 15 近総第 433 号(理))及び旧近畿農政局の物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領の取扱いについては、この要領の施行後も、なおその効力を有する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成27年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から適用する。ただし、第4に係る改正規定は令和2

年 12 月 25 日から適用する。

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(第1、第2、第3及び第4関係)

措 置 要 件	指名停止の期間
(贈賄)	
1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が近畿農政局の職	逮捕又は公訴を知った日から
員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又	
は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
イ 代表役員等(有資格者である個人又は有資格	4か月以上12か月以内
者である法人の代表権を有する役員(代表権を	
有すると認めるべき肩書きを付した役員を含	
む。)をいう。以下同じ。)	
ロー般役員等(有資格者の役員(執行役員を含	3か月以上9か月以内
む。)又はその支店若しくは営業所(常時契約	
を締結する事務所をいう。)を代表する者でイ	
に掲げる者以外のものをいう。以下同じ。)	
ハ 有資格者の使用人で口に掲げる者以外のもの	2か月以上6か月以内
(以下「使用人」という。)	
0 4の1 ロカは、に相ばえ来がに然曲な早の噂	ᆥᆉᆉᄀᅛᄭᆕᄼᇄᅩᄼᇚᅩᄼ모ᇫᄼ
2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が近畿農政局の職	逮捕又は公訴を知った日から
員以外の農林水産省職員に対して行った贈賄の容	
疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提 起されたとき。	
たされたとさ。 イ 代表役員等	4 か月以上 12 か月以内
口 一般役員等	2 か月以上 6 か月以内
ハ・使用人	1か月以上3か月以内
/ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 2 7 2 2 2 7 7 2 7
 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が近畿農政局の管	 逮捕又は公訴を知った日から
轄区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈	2,111,000.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00.00
賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公	
訴を提起されたとき。	
イ 代表役員等	3か月以上9か月以内
口 一般役員等	2か月以上6か月以内
ハー使用人	1か月以上3か月以内
4 次のイ又は口に掲げる者が近畿農政局の管轄区	逮捕又は公訴を知った日から
域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の	
容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を	
提起されたとき。	

イ 代表役員等

口 一般役員等

3か月以上9か月以内 1か月以上3か月以内

(独占禁止法違反行為)

5 近畿農政局が管轄する区域内において、業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)。

当該認定をした日から 2か月以上9か月以内

6 次のイ又は口に掲げる者と締結した契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、 契約の相手方として不適当であると認められると き(第12号に掲げる場合を除く。)。

当該認定をした日から

イ 近畿農政局の所属担当官

ロ 近畿農政局の所属担当官以外の農林水産省の 所属担当官 3か月以上12か月以内2か月以上9か月以上

7 近畿農政局が管轄する区域外において、他の公 共機関の職員が締結した契約に関し、代表役員等 又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条 第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(第12号 に掲げる場合を除く。)。

刑事告発を知った日から 1か月以上9か月以内

(公契約関係競売等妨害又は談合)

8 次のイ又は口に掲げる者が締結した契約に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第 12 号に掲げる場合を除く。)。

逮捕又は公訴を知った日から

イ 近畿農政局の管轄する区域内の他の公共機関 の職員

ロ 近畿農政局の管轄する区域外の他の公共機関 の職員

2か月以上12か月以内

1か月以上12か月以内

9 次のイ又は口に掲げる者が締結した契約に関し、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場

逮捕又は公訴を知った日から

合を除く。)。

イ 近畿農政局の所属担当官

近畿農政局の所属担当官以外の農林水産省の 所属担当官 3か月以上12か月以内2か月以上12か月以内

10 他の公共機関の職員が締結した契約に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)。

逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上 12 か月以内

11 農林水産省の所属担当官が締結した契約に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)。

逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12か月以内

(重大な独占禁止法違反行為等)

12 農林水産省の所属担当官が締結した契約に関し、次のイ又は口に掲げる場合に該当することとなったとき(当該契約に政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用を受けるものが含まれる場合に限る。)

イ 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反 し、刑事告発を受けたとき(有資格者である法 人の役員若しくは使用人又は有資格者である個 人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は 逮捕された場合を含む。)。

ロ 有資格者である法人の役員若しくは使用人又 は有資格者である個人若しくはその使用人が公 契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕 され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたと き。 刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から

6か月以上36か月以内

(不正又は不誠実な行為)

13 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内

14 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起さ

当該認定をした日から 1か月以上9か月以内 れ、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による 罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当で あると認められるとき。

別紙様式第1号(第5関係)

 番
 号

 年
 月

 日

住 所 商号又は名称 代表者氏名 殿

近畿農政局長

指名停止通知書

この度、貴が(の) ① ことは、誠に遺憾である。よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「近畿農政局の指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」(平成 19年3月30日付け18近総第661号(理))の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立てをすることができる。この場合、年月日までに[担当課名]にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

- 1 指名停止の期間 ②
- 2 指名停止の理由 ③

(備考)

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 ②には、指名停止の期間の始期及び終期を記載する。
- 3 ③には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。
- 4 用紙の大きさは日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第2号(第5関係)

 番
 号

 年
 月

 日

住 所商号又は名称代表者氏名 殿

近畿農政局長

指名停止変更通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を 行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の内 容を変更したので通知する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

別紙様式第3号(第5関係)

 番
 号

 年
 月

 日

住 所 商号又は名称 代表者氏名 殿

近畿農政局長

指名停止解除通知書

先に、 年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を 行った旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通 知する。

別紙様式第4号(第6関係)

 番
 号

 年
 月

 日

大臣官房参事官(経理) 殿

近畿農政局長

指名停止の期間中の有資格者との随意契約の承認について

契	約	0	目	的	
数	量	及び	金	額	
契	約層	愛行の	場	所	
契	約	の相	手	方	
契約	为 予 定 年	F月日及び	履行其	排限	

上記の有資格者は、下記の理由により、指名停止の期間中の有資格者と随意 契約を締結することを承認したので報告する。

記

理由

別紙様式第5号(第8関係)

 番
 号

 年
 月

 日

大臣官房参事官(経理) 殿

近畿農政局長

指名停止報告書

商号又は名称	
代 表 者 氏 名	
住	
登録業種の区別、等級及	
び当該等級における順位	
指名及び契約の実績	

上記の有資格者について、「近畿農政局の物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第 号の措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行ったので報告する。

記

- 1 指名停止の期間
- 2 指名停止の理由
- 3 通知を行わなかった場合には、その理由
- 4 備考(他機関の見解等)

別紙様式第6号(第8関係)

 番
 号

 年
 月

 日

大臣官房参事官(経理) 殿

近畿農政局長

指名停止変更報告書

商	号	又	は	名	称	
代	表	才	يخ آ	氏	名	
住					所	

上記の有資格者については、先に 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を報告したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の内容を変更したので報告する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

別紙様式第7号(第8関係)

番号年月日

大臣官房参事官(経理) 殿

近畿農政局長

指名停止解除報告書

商	号	又	は	名	称	
代	表	犁	يخ آ	氏	名	
住					所	

上記の有資格者については、先に 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を報告したところであるが、この度、下記の理由により当該指名停止を解除したので報告する。

記

理由

近畿農政局の物品の製造契約、物品の購入契約 及び役務等契約指名停止等措置要領の取扱い

1 第1第1項関係

- (1) 全省庁統一の競争参加資格の審査が導入されたことに伴い、近畿農政局長において、業務等に関連がなく、かつ、指名停止による実効性がないと判断される有資格者については、指名停止の対象としないことができるものとする。
- (2) 指名停止の期間中の有資格者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。

なお、この場合、指名停止の通知をするときは別途行うものとする。

2 第2関係

第3項の規定に基づく共同事業体の指名停止は、指名停止の期間中の有資格者を共同事業体を通じて指名しないための措置であり、当該共同事業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止については、第3第2項の規定に基づく措置(以下「短期加重措置」という。)の対象とはしないものとする。

3 第3第2項関係

- (1) 有資格者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。
- (2) 再請負人又は共同事業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、請負人又は共同事業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。
- (3) 短期加重措置の対象となり、かつ、第4各号の一に該当することとなった場合には、近畿農政局長の判断により短期加重措置を受けた後の短期に加重を行うこととする。

4 第4関係

- (1) 第4各号に掲げる事由の二以上に該当することとなった場合には、近畿農政局長の判断により指名停止の期間に加重を行うこととする。
- (2) 第四号及び第五号の「悪質な事由があるときは」とは、当該発注者に対して有資格者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- (3) 「他の公共機関の職員」(第五号並びに別表第3号、第4号、第7号、第8号及び第10号関係)とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含む。更に私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含む。

5 別表関係

- (1) 「代表権を有すると認めるべき肩書」(第1号関係)とは、専務取締役以上の 肩書をいうものとする。
- (2)独占禁止法第3条に違反した場合(第5号、第6号、第7号及び第12号イ関係) は、次のアからエまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を 行うものとする。
 - ア 排除措置命令
 - イ 課徴金納付命令
 - ウ 刑事告発
 - エ 有資格者である法人の代表者、有資格者である個人又は有資格者である法人 若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による 逮捕
- (3) 独占禁止法第8条第1号に違反した場合(第5号及び第6号関係)は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。
- (4) 別表第5号から第7号まで及び第12号イの措置要件に該当した場合において課 徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該 制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1とする。この場合におい て、この号前段の期間が別表第5号から第7号まで及び第12号イに規定する期間 の短期を下回る場合においては、第3第3項の規定を適用するものとする。
- (5)「業務」(第5号及び第13号関係)とは、個人の私生活上の行為以外の有資格者の業務全般をいうものとする。
- (6) 「業務に関し不正又は不誠実な行為」(第13号関係)とは、原則として、次の場合をいうものとする。
 - ア 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が近畿農政局が所管する区域内における業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
 - イ 近畿農政局発注事案に関して、落札決定後辞退、有資格者の過失による入札 手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合

6 指名停止の期間等の決定

- (1) 近畿農政局長が指名停止を行う場合は、他の部局長との均衡に配慮するものとする。
- (2) 一の有資格者が同一案件で近畿農政局工事請負契約指名停止等措置要領(平成 15年9月1日付け15近総第408号(理))の別表第2に掲げる措置要件にも該 当する場合は、これと合わせて指名停止を行うものとする。

なお、この場合、指名停止の通知は近畿農政局長として1通とする。